

社会福祉法人阿見町社会福祉協議会 車いす貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人阿見町社会福祉協議会（以下「本会」という）が保有する車いすの貸出について必要な事項を定める。

(貸出対象)

第2条 車いすの貸出対象者は、阿見町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者（以下「利用者」という。）又は利用者を介助する者であること。

- (1) 一時的に車いすを必要とする者
- (2) 社会福祉向上を目的とする事業及び活動を行う者
- (3) その他本会会長が認める者

(使用料)

第3条 車いすの使用料は、無料とする。

(申請)

第4条 貸出を希望する者は、別記様式により本会に申請するものとする。

- 2 前項の規定による申請（予約）受付は、土日・祝日及び年末年始を除く8時30分から17時15分までとする。

(貸出期間)

第5条 車いすの貸出期間は、原則として1ヵ月以内とし、継続して更新することはできないものとする。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用上の注意及び責任)

第6条 利用者は、車いすの取り扱いについて細心の注意を払い、利用目的以外に使用してはならない。

- 2 車いすの使用及び貸出期間内の管理に関しては、利用者の責任において行い、故意若しくは不注意により損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又は損害の賠償をするものとする。
- 3 本会が貸出した車いすによって生じた事故については、利用者の責任とし、本会は一切の責任を負わないものとする。

(返却)

第7条 利用者は、使用後に車いすの点検及び清掃を行い、貸し出された時と同じ状態で返却することとし、本会の確認に立ち会うものとする。

- 2 借用期間に関わらず、車いすを必要としなくなったときは、速やかに返却しなければならない。

(利用の中止)

第8条 車いすの故障等により安全に使用できないと会長が判断した場合は、事前に利用申請があった場合でも貸出の中止ができるものとする。また、その際の申請者への補償は行わないものとする。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。